

文京区立明化小学校改築整備方針について

1 改築の背景及び検討の経緯

施設の老朽化による文京区立明化小学校（以下「明化小学校」という。）の改築のための基本構想の策定に当たり、平成 26 年 10 月に文京区立明化小学校改築基本構想検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置した。平成 27 年 10 月まで検討を行い、同年 12 月、「文京区立明化小学校改築基本構想検討委員会報告書」が提出されたが、具体的な整備手法については合意に至らなかったため、引き続き検討してきたところ、今回、整備手法について合意が図られた。

2 整備手法について

明化小学校の整備にあたっては、昭和 5 年から、数多くの卒業生や地域の方々に親しまれてきた現校舎の特徴的な意匠と空間性を継承するとともに、これからここで学び過ごす将来の小学生のために、学校施設として最新の教育環境を提供するという 2 つの視点の両立を重視する。

長年多くの方々に親しまれてきた意匠と空間性の継承については、「復元的改築」によって対応する。「復元的改築」とは、新たに校舎を建設する際に、あらかじめ既存校舎の内装部材の一部を保管し、新校舎の内装材料として活用し、1 階昇降口付近とそれに続く廊下やアーチ天井などの内観を部分的にその空間性も含めて再構成するデザインをいう。さらに、校舎北側の道路に面したファサードや車寄せについても、セキュリティ対策を行ったうえで意匠を復元するなど、外観の意匠についても継承するよう配慮する。また、校庭の樹木も歴史の一部として極力保全する。あわせて、新しく整備する校舎部分には、木質材料を使い、木の廊下、階段、腰壁などをトータルにデザインし、校舎全体から木の温もりが感じられるよう整備する。

最新の教育環境については、多様な学習形態に対応できるとともに児童が主体的に活動できるよう、標準的な普通教室となっている 8m×8m 以上の大きさを確保し、アクティブラーニングや問題解決的な学習などへの対応を意識したものにする。加えて、学校の今日的な課題である特別支援教育に対応できる空間を確保するとともに、小集団活動等にも活用できるよう、廊下などの共有部分についてもゆとりを持った構造として整備する。

3 教育委員会としての整備方針

平成27年12月の報告書は、校舎等の整備方針や必要諸室についての考え方など、今後の学校・園施設のあり方等が取りまとめられている。

また、今回、整備手法について、学校、園、PTA、近隣町会・自治会、学識経験者など各関係者により合意され取りまとめられており、教育委員会は、これに基づき明化小学校の改築を進めることとする。

4 今後のスケジュール（予定）

平成28年8月～	文京区立明化小学校改築基本及び実施設計委託業者選定委員会設置要綱制定 基本及び実施設計委託プロポーザル実施要綱制定
9月～	プロポーザル委員選定
11月～	プロポーザル方式による設計業者選定
平成29年1月～	基本及び実施設計